

旭川地域森林計画変更計画書

(旭川森林計画区)

自 平成 31 年 4 月 1 日
計画期間

至 令和 11 年 3 月 31 日

(令和 3 年 12 月 24 日変更)

岡 山 県

平成30年12月28日付けで樹立した旭川地域森林計画（計画期間は平成31年4月1日から令和11年3月31日まで）を、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により次のとおり変更する。

なお、当計画書は、令和3年4月1日から効力を生ずるものとする。

目 次

I 計 画 の 大 綱

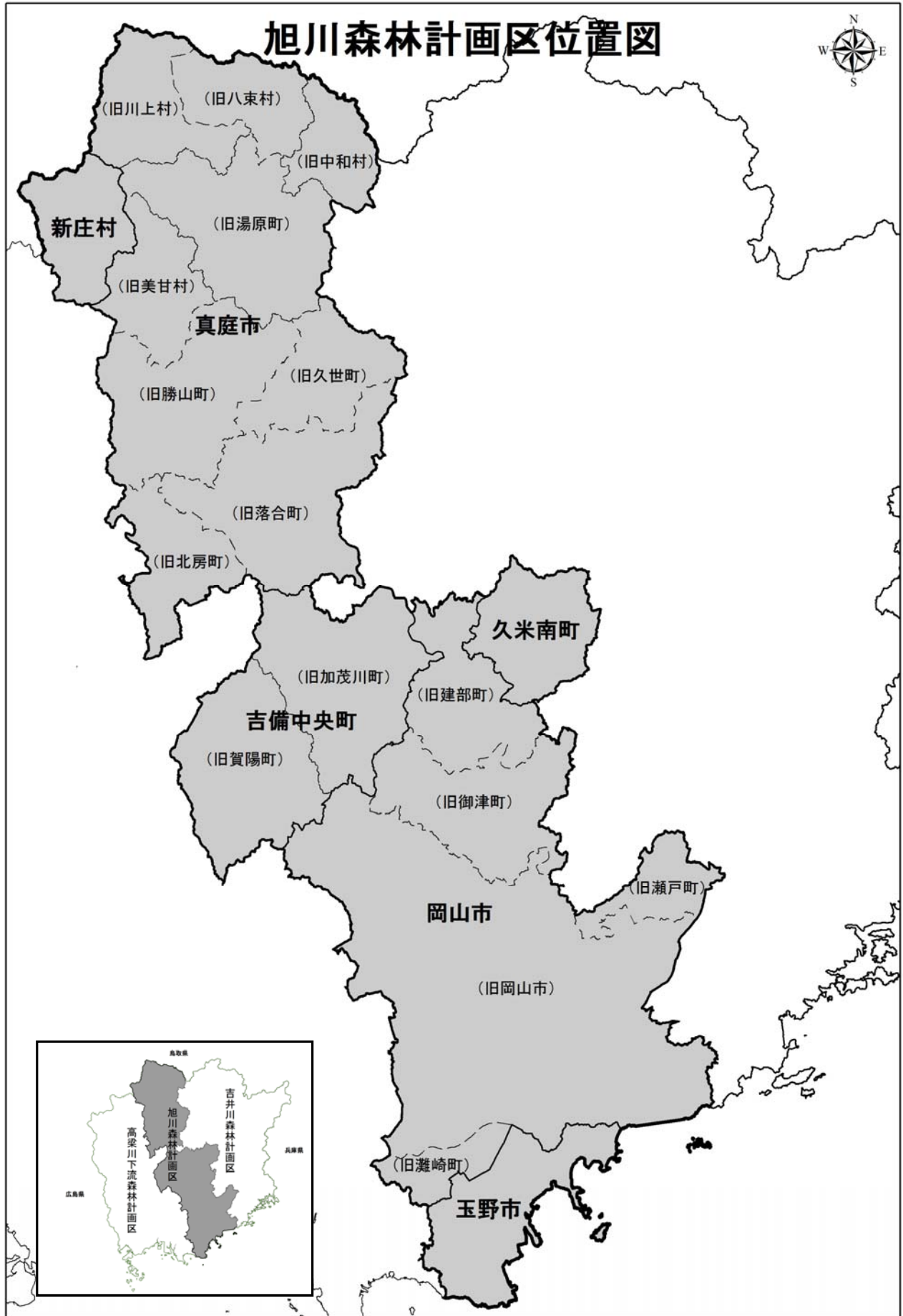
- 1 森林計画区の概況
現行計画のとおり（略）
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
現行計画のとおり（略）
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
現行計画のとおり（略）

II 計 画 事 項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
	(1) 森林の整備及び保全の目標	
	(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
	(3) 計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項 現行計画のとおり（略）	
第3	森林の整備に関する事項	5
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
	(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
	(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
2	造林に関する事項	6
	(1) 人工造林に関する指針	
	(2) 天然更新に関する指針	
	(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
	(4) その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	8
	(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
	(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
	(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	
	(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
	(3) その他必要な事項	
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	10
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) <u>林産物の搬出方法等</u>	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	11
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	12
1	森林の土地の保全に関する事項	
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	

(4) その他必要な事項		
2 保安施設に関する事項	13
(1) 保安林の整備に関する方針		
(2) 保安施設地区の指定に関する方針		
(3) 治山事業の実施に関する方針		
(4) 特定保安林の整備に関する事項		
(5) その他必要な事項		
3 鳥獣害の防止に関する事項		
現行計画のとおり（略）		
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針		
(2) その他必要な事項		
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項		
現行計画のとおり（略）		
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針		
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）		
(3) 林野火災の予防の方針		
(4) その他必要な事項		
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
現行計画のとおり（略）		
(1) 保健機能森林の区域の基準		
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項		
第6 計画量等	14
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積		
2 間伐面積		
3 人工造林及び天然更新別の造林面積		
4 林道の開設及び拡張に関する計画	15
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画		
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等		
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等		
(3) 実施すべき治山事業の数量	20
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期		
現行計画のとおり（略）		
第7 その他必要な事項		
現行計画のとおり（略）		
1 保安林その他制限林の施業方法		
2 その他必要な事項		
Ⅲ 附 属 資 料		
現行計画のとおり（略）		

旭川森林計画区位置図



Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計 画 の 対 象 と す る 森 林 の 区 域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考	
総 数		125,703.19	森林法第5条第2項第1号の森林	
市 町 村 別 内 訳	岡 山 市	32,285.60		
	旧 岡 山 市	15,661.52		
	旧 御 津 町	7,425.76		
	旧 建 部 町	6,142.21		
	旧 瀬 戸 町	2,218.09		
	旧 灘 崎 町	838.02		
	玉 野 市	5,834.92		
	真 庭 市	58,816.80		
	旧 北 房 町	5,118.33		
	旧 勝 山 町	11,215.85		
	旧 落 合 町	10,938.17		
	旧 湯 原 町	9,732.42		
	旧 久 世 町	5,587.15		
	旧 美 甘 村	5,676.17		
	旧 川 上 村	4,113.29		
	旧 八 束 村	3,417.29		
	旧 中 和 村	3,018.13		
	新 庄 村	5,720.02		
	久 米 南 町	5,109.23		
	吉 備 中 央 町	17,936.62		
	旧 加 茂 川 町	9,578.64		
	旧 賀 陽 町	8,357.98		
	再 掲	備前県民局（支局除く）	56,057.14	
		美作県民局（支局除く）	5,109.23	
		美作県民局真庭支局	64,536.82	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、次のとおりとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

機 能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加

等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
<p>水源涵養機能^{かん}</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池・湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養^{かん}の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	---

以下、現行計画のとおり（略）

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によること。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えること。

主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図ること。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理すること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置すること。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持すること。

以下、現行計画のとおり（略）

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に的確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システムの導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定については、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの増加に努めること。

また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

【中略】

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であって、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

【中略】

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況

等により天然力による更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる。

以下、現行計画のとおり（略）

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐及び保育を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

【中略】

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△											
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△									
つる切り	スギ								←△→			←△→						
	ヒノキ									←△→								
除伐	スギ								←△→			←△→						
	ヒノキ									←△→			←△→					

注) ① 通常予想される実行標準 ○内の数は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

以下、現行計画のとおり (略)

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

【中略】

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

【中略】

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について定めること。また、この区域のうち施業の効率性が高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めること。

イ 施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。また、特に効率的な森林施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新とする。

以下、現行計画のとおり(略)

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

なお、林道と林業専用道を併せたものを「基幹路網」、森林作業道を「細部路網」と定める。

【中略】

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

【中略】

(5) 林産物の搬出の方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

以下、現行計画のとおり(略)

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械等の導入促進

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設整備に努める。

以下、現行計画どおり（略）

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

【中略】

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切り取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

以下、現行計画のとおり（略）

2 保安施設に関する事項

【中略】

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムを設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

このような観点から、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

以下、現行計画のとおり（略）

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,158	2,103	55	1,046	991	55	1,112	1,112	0
前半5カ年の計画量	1,079	1,052	27	523	496	27	556	556	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	14,580
前半5カ年の計画量	7,290

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	2,614	913
前半5カ年の計画量	1,307	456

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区 分	開 設				拡 張		備 考
	総 数	基 幹	その他	改 築	改 良	舗 装	
総 数	6,405	0	4,075	2,330	144	85,409	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市 町 村 名	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考	
										開設
開 設	自 動 車 道 ・ 新 設		開設総数	7路線	6,405					
			(新設)計	2路線	4,075					
			その他計	2路線	4,075					
			真庭市	2路線	4,075					
			旧落合町 計	間 瀬	2,605	230		無		
			旧川上村 計	川上1号	1,470	589	○	無		
				1路線	1,470					
	改 築	林 道		(改築)計	5路線	2,330				
				吉備中央町	1路線	330				
				旧加茂川町 計	三 飛	330	108		無	
					1路線	330				
				真庭市	4路線	2,000				
				旧勝山町 計	大来尾	900	125		無	
					藤波北谷	200	82		無	
					曲り首尾	400	30		無	
					柴原向	500	68		無	
					4路線	2,000				
再 計			備前県民局(地域事務所除く)	1路線	330					
			美作県民局(地域事務所除く)	0路線	0					
			美作県民局真庭地域事務所	6路線	6,075					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	区 類分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 箇 所	国 有 林 と の 連 絡 調 整 の 必 要 の 有 無	備 考		
									開 張 種 別	
自 道 林 車 道 道 改 良		(改良)計	64路線	144						
		基幹計	2路線	11						
		真庭市	(森林基幹) 作備	3	1,473			無	法面改良・路肩改良	
			(森林基幹) 美作北2号	8	2,548	○		無	法面改良・幅員改良	
		その他計	62路線	133						
		岡山市	10路線	31						
			旧岡山市 計	宝伝	1	72	○		無	局部改良
		旧灘崎町		1路線	1					
			彦崎	3	125			無	法面改良・局部改良	
			川彦	3	88			無	法面改良・局部改良	
			迫川	3	74			無	法面改良・局部改良	
			片岡	2	61			無	法面改良・局部改良	
			明石山	4	56			無	法面改良・局部改良	
			大植	2	31			無	法面改良・局部改良	
		計	6路線	17						
		旧建部町	宮ヶ谷	1	13			無	幅員改良	
			阿弥陀	9	319			無	法面改良	
			長畝	3	42	○		無	局部改良	
		計	3路線	13						
		玉野市	前谷	1	30	○		無	路肩改良	
			深山	15	99	○		無	舗装改良	
		計	2路線	16						
		吉備中央町	4路線	4						
			旧加茂川町	和中	1	88			無	幅員改良
				三飛	1	108			無	幅員改良
				日山谷	1	144			無	幅員改良
				桜久保	1	105	○		無	路肩改良
		計	4路線	4						
		真庭市	40路線	74						
			旧北房町	三谷	2	65			無	幅員改良
				境	2	55			無	幅員改良
			計	2路線	4					
			旧勝山町	星山	2	242			無	法面改良
				大ナル	2	41			無	幅員改良
				藤波北谷	1	82			無	路肩改良
				山久世	1	303	○		無	法面改良
				作西1号	1	439			無	路肩改良
			計	5路線	7					
			旧落合町	清水寺	1	119			無	路肩保護
				木山大谷	1	95			無	路肩保護
				辻谷	2	95			無	路肩保護
		大京谷		10	114	○		無	局部改良	
		上山長札		2	209	○		無	法面・路肩改良	
		東谷		2	97	○		無	局部改良	
		月田越		6	426	○		無	幅員改良	
		計	7路線	24						
		旧湯原町	山谷	1	42			無	付替道路	
			板井戸	1	156	○		無	局部改良	
			作西1号	4	439	○		無	法面改良・路肩改良	
		計	3路線	6						
旧久世町	横畝	1	193			無	局部改良			
	赤目石	1	132			無	局部改良			
	セビ谷	1	126			無	局部改良			
	鴻殖	1	119			無	局部改良			
	惣	1	61			無	幅員改良			
	西谷	1	169			無	幅員改良			
	木谷	1	168			無	局部改良			
	江森	1	165			無	幅員改良			
	鍋谷	1	121			無	局部改良			
	芦谷	1	102			無	法面改良・局部改良			
	小谷	1	178			無	局部改良			
	銅々	2	38			無	法面改良			
計	12路線	13								

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 種別	種別	区 分	市町村名	路線名	箇所	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡 張 ・ 改 良	自 道	林 道	旧美甘村	黒 畑	1	356		無	幅員改良
				七 段	1	58		無	法面改良
				河田山路	2	263		無	法面改良
				月ヶ峠	1	84		無	幅員改良
				湯 谷	1	127		無	幅員改良
				矢 淵	2	240	○	無	法面改良・局部改良
				吉 谷	2	121	○	無	局部改良
				作西2号	1	872	○	無	路肩改良
			計	8路線	11				
			旧川上村	川上1号	6	587		無	法面改良
				川上2号	2	366	○	無	局部改良
			計	2路線	8				
			旧中和村	栃木谷	1	71		無	局部改良
				計	1路線	1			
			新庄村	田井二ツ橋	3	165	○	無	法面改良
				茅見奥	1	88		無	法面改良
				中谷浦手	1	61		無	法面改良
				宮座	1	87		無	法面改良
				平谷	1	77	○	無	舗装改良
				田植	1	53	○	無	法面改良
			計	6路線	8				
再 計	備前県民局（地域事務所除く）		16路線	51					
	美作県民局（地域事務所除く）		0路線	0					
	美作県民局真庭地域事務所		48路線	93					

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考				
舗 装 道	車 道	自 道 林	(舗装)計	56路線	85,409								
			基幹計	1路線	11,270								
			真庭市	(森林基幹) 作備	11,270	1,473	○	有					
			その他計	55路線	74,139								
			旧岡山市	岡山市	計	掛畑	1,750	160		無			
						中牧	1,396	31		無			
						掛畑1号	1,000	40		無			
						計	3路線	4,146					
						旧御津町	計	田土	1,797	152		無	
								鼓田	483	53		無	
						旧建部町	計	大岩	1,000	31		無	
								1路線	1,000				
						旧灘崎町	計	彦崎	520	125		無	
								川彦	740	88		無	
								迫川	210	74		無	
			片岡	350	61				無				
			明石山	680	56				無				
			大植	120	31				無				
			旧瀬戸町	計	6路線	2,620							
					塩井	3,022	99		無				
			旧加茂川町	吉備中央町	計	17路線	29,032						
						宮の谷1号	150	58		無			
						三飛	400	108		無			
						大谷	1,100	36		無			
						年末水谷	3,600	366		無			
						行森柿山	700	39		無			
						日山谷	2,100	144	○	無			
						引撫大師	1,800	60		無			
						久西谷	700	57		無			
						中山	1,000	46		無			
						尾山坂	1,461	38	○	無			
			旧賀陽町	計	引撫大勝	1,200	67		無				
					11路線	14,211							
					大蔵	3,716	32		無				
					舞地	2,145	45		無				
					国曾の奥	1,460	62		無				
					高間	2,500	150		無				
					清水	3,000	100		無				
			計	友田	2,000	30		無					
				6路線	14,821								

単位 延長：m、面積：ha

開設 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
拡 張 舗 装 道 道 林 道 自 道			真庭市	24路線	30,539				
			旧勝山町 計	曲り野呂	2,700	131		無	
				1路線	2,700				
			旧落合町 計	間瀬	800	355		無	
				上山長岨	2,600	140	○	無	
				2路線	3,400				
			旧湯原町 計	山谷	700	42	○	無	
				一の谷	400	194		無	
				日尾	600	120		無	
				羽部	150	13		無	
				小谷	200	38		無	
				中山	200	19		無	
				中山上	400	28		無	
				山根	700	118		無	
				金井谷	800	41		無	
			9路線	4,150					
			旧久世町 計	木谷南谷	93	93		無	
				三坂	200	211		無	
				東明	2,282	83		無	
				横畝	130	169		無	
			4路線	2,705					
			旧美甘村 計	林ヶ成	800	63		無	
				矢渕	2,700	240		無	
				月ヶ岨	3,200	84		無	
			3路線	6,700					
			旧川上村 計	川上1号	8,000	587		無	
				天の岩戸	1,037	34		無	
			2路線	9,037					
			旧中和村 計	登り畝	747	114		無	
				四幸	900	176		無	
				美作北2号	200	376		無	
			3路線	1,847					
新庄村 計	潤谷	1,500	205	○	無				
	1路線	1,500							
再 計			備前県民局（地域事務所除く）	30路線	42,100				
			美作県民局（地域事務所除く）	0路線	0				
			美作県民局真庭地域事務所	26路線	43,309				

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
岡山市					
旧岡山市	5	2		溪間工	
	24	1	1	山腹工	
	30	1	1	山腹工	
	81	1	1	溪間工・山腹工	
	106	1	1	山腹工	
	236	1	1	山腹工	
	264	1	1	溪間工・山腹工	
旧御津町	20	2		山腹工	
	23	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
	53	1	1	溪間工	
	89	1	1	溪間工	
	96	1	1	溪間工・山腹工	
旧灘崎町	11	1	1	山腹工	
旧瀬戸町	24	1	1	森林整備	
	25	1	1	森林整備	
	25	1	1	溪間工	
	41	1	1	溪間工	
	43	3		溪間工	
旧建部町	6	1	1	溪間工・山腹工	
	14	2		溪間工・山腹工	
	29	3	3	溪間工・山腹工	
	42	1	1	溪間工	
	50	1	1	溪間工・山腹工	
	66	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
玉野市	5	2	2	溪間工・山腹工・森林整備	
	38	2		溪間工	
	40	1	1	山腹工	
	49	2	1	山腹工	
	52	1		山腹工	
	55	1		山腹工	
	58	1		溪間工	
	60	1		溪間工	
	62, 63, 64	2	1	森林整備	
	59, 83, 84	2	1	森林整備	
	64	1	1	溪間工	
	74	1	1	溪間工	
	82, 83	1	1	森林整備	
	88	1		溪間工	
	109	1		山腹工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
吉備中央町					
旧加茂川町	83	1	1	山腹工	
	177	1		溪間工	
旧賀陽町	18	1		森林整備	
	26	1	1	溪間工	
真庭市					
旧北房町	3	1	1	森林整備	
	7	1		溪間工	
	15	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	52	1		溪間工	
旧勝山町	1	1	1	森林整備	
	2	1		溪間工	
	16	1		溪間工	
	34, 43	1		溪間工	
	49	1	1	溪間工	
	56	1		溪間工	
	66	1		溪間工	
	109, 110, 111	1	1	山腹工	
	117	1	1	山腹工	
	125	1	1	山腹工	
	158	2	2	溪間工	
	161	1	1	山腹工	
	163	1	1	溪間工	
	169	1		溪間工	
182	1		溪間工		
旧落合町	1	1		溪間工	
	3, 4	1		溪間工	
	21	1		山腹工	
	35, 36	2		溪間工	
	51	1	1	溪間工	
	107	2	1	溪間工	
	123	1		溪間工	
	127	1	1	溪間工	
	135	1		溪間工	
	179	1		溪間工	
	182	1		溪間工	
193	1		溪間工		

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
真庭市					
旧湯原町	1	2	1	森林整備	
	34	1		森林整備	
	42	1	1	溪間工	
	44	1	1	溪間工	
	45	1		溪間工	
	66, 67, 68	2		森林整備	
	70, 71	1		溪間工	
	139	1	1	森林整備	
	164	1		溪間工	
旧久世町	16, 17	1		溪間工	
	34	1	1	山腹工	
	38	1		溪間工・山腹工	
	40	1		溪間工	
	49	2	1	溪間工・山腹工	
	50	1		山腹工	
	62, 63	1	1	溪間工	
	73	1		溪間工	
	78	2	1	溪間工	
115, 116	1	1	溪間工		
旧美甘村	25, 26, 27	2	1	森林整備	
	46	1		溪間工	
	59	1		溪間工	
	74, 77, 78	2	1	森林整備	
	79	1	1	溪間工	
	83	1	1	溪間工	
	85	1		溪間工	
	97, 98	1	1	森林整備	
	110	1		溪間工	
111	1	1	溪間工		
旧川上村	6	1		森林整備	
	22	1		溪間工	
	26	1		溪間工	
	36, 37, 38	2	1	森林整備	
	59	4	3	山腹工	
旧八束村	5	1		溪間工	
	7	1	1	溪間工	
	48, 49	1	1	森林整備	
	54	1	1	森林整備	
旧中和村	28	1	1	森林整備	
	52	1		溪間工	

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域				
新庄村	3	1		溪間工・山腹工	
	13	1	1	溪間工	
	26	1		溪間工	
	63	1		溪間工	
	64	1		溪間工	
	92	1	1	溪間工	
久米南町	38	1	1	森林整備	
	80	1		溪間工	
合計		150			
再	備前県民局（地域事務所除く）	57			
	美作県民局（地域事務所除く）	2			
掲	美作県民局（真庭地域事務所）	91			